

伊豆高原水道事業給水規程

伊豆急行株式会社

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 7 条）
- 第 2 章 給水装置の工事及び費用（第 8 条～第 14 条）
- 第 3 章 給水（第 15 条～第 19 条）
- 第 4 章 料金及び手数料（第 20 条～第 28 条）
- 第 5 章 管理（第 29 条～第 33 条）
- 第 6 章 貯水槽水道（第 34～第 36 条）
- 第 7 章 補則（第 37 条）
- 付 則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は伊豆高原水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件並びに給水の適正を保持するため、法令その他別に定めがあるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(給水及び目的)

第2条 給水区域は本水道事業の基本計画に基づき認可を得た区域とし、その目的は飲料用としてのみ使用する事を基本とする。

(用語の定義)

第3条 この規程で使用する用語の意義について次の如く定める。

- (1) 管理者 —— 当水道事業の許可を受けた者をいう。
- (2) 給水装置 —— 配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (3) 家事用 —— 給水を家事用に使用するものをいう。
- (4) 公共用 —— 給水を公共団体が使用するものをいう。
- (5) 営業用 —— 給水を営業用に使用するものをいう。
- (6) 臨時用 —— 給水を工事、その他一時的に使用するものをいう。
- (7) 検針日 —— 料金算定の基準日としてあらかじめ事業管理者の定めた日をいう。

(給水装置の所有者又は申込者の代理人)

第4条 給水装置の所有者又は申込者は次の各号の1に該当するときは、代理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

- (1) 給水装置の所有者、又は申込者が給水区域内に居住しないとき。
- (2) 管理者が必要と認めたとき。

(総代理人の選定)

第5条 給水装置の所有者又は使用者が給水管を共有するときは、総代理人1人を選定し管理者に届けなければならない。

(同居人の行為に対する責任)

第6条 給水装置の使用人はその家族、同居人、使用人、その他の従業員等の行為についてもこの規程の定める責任を負わなければならない。

(給水装置の管理)

第7条 使用者又は所有者は水が汚染されることのないよう、給水装置を管理し、供給を受ける水、又は給水装置に異常があると認めたときは直ちに修繕その他必要な措置を管理者に請求しなければならない。

2. 前項の規定による請求がなくても管理者が必要と認めるときは修繕その他必要な措置をすることができる。
3. 前2項の修繕に要した費用は使用者又は所有者の負担とする。

第2章 給水装置の工事及び費用

(工事の申込)

第8条 給水装置の新設、増設、変更、修繕、撤去工事（以下「工事」という）をしようとするものはあらかじめ管理者に申し込まねばならない。

2. 前項の申込みにあたり管理者が必要と認めるときは利害関係人の同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることがある。

(工事の施工)

第9条 給水装置工事の設計及び施工は申込みによって管理者がこれを行う。

但し、管理者の許可を得たときはあらかじめ管理者の審査に合格した設計に基づき申込者が施工することができる。この場合における設計及び施工の範囲は止水栓以下とする。

2. 前項但書の規程により申込者が施工する工事は管理者の認めた指定給水装置工事事業者（以下「指定給水工事業者」という）により施工し、竣工後直ちに管理者の検査を受けなければならない。
3. 前項の指定給水工事業者に関する事項については別に管理者が定める。

(工事の費用負担)

第10条 工事費は申込者の負担とする。

(工事費用の内訳)

第11条 前条に規定する工事費は次の各号に掲げる費用の合計とする。

- (1) 設計費
- (2) 材料費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 諸掛費

2. 前項に定めるもののほか特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
3. 全各項に規定するもののほか工事費の算出について必要な事項は管理者が別に定める。

(工事費の予納)

第12条 管理者が申込により給水装置の工事を施工するときは設計により算出した概算額の支払いを受けた後これを行うものとする。

但し、修繕工事、その他で管理者が適当と認めたときはこの限りではない。

2. 前項の概算額は工事施工後にこれを精算する。

(給水装置の所有者)

第13条 管理者が申込により給水装置の工事を施工した場合における給水装置の所有権は工事費完納のときに申込者に帰属する。

但し、工費完納前の給水装置は申込者又は使用者が保管の責を負わなければならない。

(給水装置の変更)

第14条 管理者が配水管の移転、その他の理由によって給水装置に変更を加える工事を必要とするときは所有者、及び使用者の同意がなくても施工することができる。

第3章 給 水

(給水の原則)

第15条 給水は非常、災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又は、この規程によるほか制限又は停止することはない。

2. 給水の制限又は停止使用とするときはその日時及び区域を定めてそのつどこれを予告する。

但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

3. 給水の制限、停止、断水又は漏水のため損害を生ずることがあっても管理者はその責を負わない。

(給水の申込)

第16条 給水を受けようとするものはあらかじめ管理者に申込、その承諾を受けなければならない。

(水道メーターの設置)

第17条 水道メーター（以下「メーター」という）は管理者が設置して給水装置の使用者に貸与し保管させる。

但し、管理者が適当と認めたときは使用者のメーターを設置する事がある。

2. メーターは給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。

3. 保管者が第1項の管理義務を怠ったため、メーターを亡失、又は毀損した場合はその損害額を弁償しなければならない。

(届 出)

第18条 給水装置の使用者、所有者、代理人、又は総代人は次の各号の1に該当するときはあらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1) 給水装置の使用を開始、中止、又は廃止するとき。

(2) 給水装置の用途を変更するとき。

(3) 臨時用に使用するとき。

(届 出)

第19条 給水装置の使用者、所有者、又は代理人は次の各号の1に該当するときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

- (1) 前使用者の給水装置の使用に関する権利義務を承継し、引き続いて使用するとき。
- (2) 代理人に変更があったとき。
- (3) 総代人に変更があったとき。
- (4) 給水装置の所有者に変更があったとき。

第4章 料金及び手数料

(料金の徴収)

第20条 水道料金(以下「料金」という)は管理者の指定した期日までに給水装置の使用者又は総代人が管理者に支払うものとする。

(料 金)

第21条 料金は下記給水料金及びメーター使用料表により算出した合計額に消費税及び地方消費税を加えた額とする。

但し、その額が1円未満の時は切り捨てとする。

- (1) 給水料金(1ヶ月につき)

種別	基本料金		超過料金 (1m ³ につき)
	水量	料金	
家事用	10m ³	880円	120円
営業用	10m ³	1,300円	11m ³ ~30m ³ 145円
			31m ³ ~50m ³ 180円
			51m ³ 以上 220円
公共用	10m ³	880円	120円
臨時	—	—	360円

- (2) メーター使用料1ヶ月1箇につき

口径	料金	口径	料金
13mm	150円	40mm	400円
20mm	200円	50mm	2,000円
25mm	300円	75mm	3,000円

(最低使用水量)

第22条 最低使用水量は基本料金の水量であって、1給水装置の1ヶ月の使用水量が前条に定める基本料金の水量に満たない場合であっても基本料金の水量まで使用したものと計算する。

(料金の算定)

第23条 料金は次の各号に定めるところにより2ヶ月ごとに算定する。

- (1) 計量せんにあつては、メーター検針既日現在の使用水量による。
但し、やむを得ない理由があるときは管理者はこれを変更することができる。

(使用水量及び用途の認定)

第24条 使用者が次の各号の1に該当するときは管理者は使用水量を認定し、又その用途の認定を定め、これを通知する。

- (1) メーターに異常あつた場合。
- (2) 料率の異なる用途に使用するとき。
- (3) その他、使用水量不明のとき。

(料金算定の特例)

第25条 月の中途において水道の使用を開始及び廃止、又は中止したときの料金は次の各号による。

- (1) 使用日数が15日をこえず使用水量が基本水量の2分の1をこえないときは、1ヶ月の2分の1とみなす。
- (2) 使用日数が15日をこえ又は使用水量が基本水量の2分の1をこえるときは、1ヶ月とみなす。

(用途その他の認定)

第26条 給水の用途その他料金の算定の基準となる事項の届け出が事実と相違するときは管理者がこれを認定する。

(無届け使用に対する認定)

第27条 給水装置を無届けで使用した者は前使用者に引き続いて使用したものとみなす。

(手数料)

第28条 手数料は次の各号の区分による額に消費税及び地方消費税を加えた額を申込者が申込の際、管理者にこれを支払うものとする。
但し、管理者が特別の理由があると認めた場合はこの限りではなく、支払額が1円未満の時は切り捨てとする。

(1) 指定給水装置工事事業者指定手数料	1件につき	14,286円
(2) 指定給水装置工事事業者指定証再交付手数料	1件につき	1,905円
(3) 工事審査及び検査手数料	1件につき	3,334円
(4) 証明手数料	1件につき	572円

第5章 管理

(給水装置工事の随時検査又は処置及びその費用負担)

第29条 管理者は水道の管理上必要があるときは給水装置を検査し、水道使用者に対し適当な措置を指示し、又は自らこれらをなすことができる。

2. 前項の措置に要する費用は措置を指示された者、又はその必要を生ぜしめた者の負担とする。

(給水装置工事の基準違反に対する措置)

第30条 管理者は給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第4条に定める基準に適合していないときは給水の申込を拒み、又は使用中の給水装置の構造及び材質が同条に定める基準に適合しなくなったときは適合させるまでの間給水を停止することができる。

(給水の停止)

第31条 管理者は次の各号の1に該当するときは水道の利用者にたいしてその理由の継続する間給水を停止し、損害があったときはこれを賠償させることができる。

- (1) 水道の利用者が第11条の工事費、第21条の料金、第28条の手数料を指定期日内に支払わないとき
- (2) 水道の利用者が正当な理由がなく第23条の使用水量の計量を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 水道の利用者が正当な理由がなく第29条の検査を拒み、又はその指示を履行しないとき。
- (4) 管理者の承諾を受けないで、給水装置を新設、改造又は撤去したとき。
- (5) 給水装置を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合に於いて警告を発してもなおこれを改めないとき。
- (6) 前各号のほか、この規程に違反したとき。

(給水装置の切り離し)

第32条 管理者は次の各号の1に該当する場合で水道の管理上必要があると認めたときは給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置を3ヶ月以上使用せずかつ所有権の所在が不明なとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(料金を免れた者に対する損害賠償)

第33条 管理者は詐欺その他不正の行為によって、料金又は手数料を支払わなかった者に対して其の金額の5倍に相当する金額以下の損害賠償を請求することができる。

第6章 貯水槽水道

(管理者の責務)

第34条 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めたときは、貯水槽水道の設置者に対し、助言及び勧告を行うことができる。

2. 管理者は貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第35条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項について同じ)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、

及びその管理に関する検査を受けなければならない。

2. 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、第36条に定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第36条 第35条の2の定めによる簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次の定めるところによるものとする。

- (1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行うこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する厚生省令(平成4年厚生省令第69号)の表の上覧に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

- (2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残量塩素の有無に関する水質検査を行うこと。

第7章 補則

(委任)

第37条 この規程の施行に関し必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1. この規程は、令和元年10月1日(以下「施行日」という)から施行する。

伊豆高原水道事業給水規程細則

伊豆急行株式会社

目 次

第一章 総則（第 1 条～第 4 条）

第二章 給水装置の工事及び費用(第 5 条～第 11 条)

第三章 給水（第 12 条～第 15 条）

第四章 料金（第 16 条～第 18 条）

第五章 管理（第 19 条～第 21 条）

付 則

第一章 総 則

(目的)

第1条 この細則は伊豆高原水道事業給水規程(以下「規程」という)第37条の規程により、給水規程について必要な事項を定める。

(給水規程)

第2条 規程第2条の規程による給水区域内であっても、配水管の布設していない所、又は工事その他に支障があると認めるときには給水しないことがある。ただし、給水を受けようとする者が工事費及び道路占用費を負担するときは、この限りではない。

(公共用の範囲)

第3条 規程第3条第4項に規定する公共団体とは、次に掲げるものをいう。官公署、学校、公民館、官公立病院、官公立診療所、その他公共団体等。

(営業の範囲)

第4条 規程第3条第5項に規定する営業用とは、次に掲げるものをいう。病院、診療所、飲食店、下宿業、旅館、寮、各種製造加工業、理容業、写真業、クリーニング業、鮮魚業、肉類業、青果業、生花業、牛乳販売業、自動車修繕業、その他専用住居以外について伊豆高原水道事業(以下「管理者」という)が認定したものをいう。

第二章 給水装置の工事及び費用

(装置の構造及び材質)

第5条 給水装置の構造及び材質は、次の各号に掲げる事項に適合しているものでなければならない。

- (1) 配水管への取付口の位置は、他給水装置の取付口から0.3m以上はなれていること。
- (2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプ等に直接直結されていないこと。
- (4) 材質は管理者の認定したものであって水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- (5) 凍結、破壊、浸食等を防止するための適切な処置が講ぜられていること。
- (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- (7) 水槽、流し、その他の水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するために適切な処置が講ぜられていること。

(同意書の提出)

第6条 規程第9条第1項の規定による申込者で、次の各号の1に該当するときは、当該各号に定める書類を添えなければならない。

- (1) 他人の家屋、又は他人の所有地に給水装置を設置しようとするときは、当該家屋又は土地所有者の同意書
 - (2) 他人の給水装置から分岐しようとするときは、当該給水装置所有者及び使用者の同意
2. 前項の規定による同意書を提出できないと管理者が決めたときは、給水装置工事申込者の誓約書によることができる。

(工事設計の審査)

第7条 規程第9条第1項但し書きの規程により、あらかじめ管理者の設計審査をうけようとするものは、給水装置工事申込書と共に、次の要項を具備した書類を提出しなければならない。

- (1) 所要給水量(人員、用途、水圧、その他)
- (2) 付近見取図
- (3) 工事施行平面図及び立面図
2. 前項設計書のほか管理者が必要と認めた場合は、工事の算出を示す書類又は詳細図の提出を求めるものがある。

(工事竣工検査の申請の届出)

第8条 規程第9条第1項の規定による給水装置工事を施行したときは、竣工後直ちに管理者の竣工検査を受けなければならない。

(工事費の算出)

第9条 規程第11条第1項各号に規程する工事費の算出は、それぞれ次の各号に掲げるところによる。

- (1) 設計費は管理者が定める人件費に設計所要日数を乗じた金額とする。
- (2) 材料費は管理者が定める材料の単価に使用材料の数量を乗じて得た額とする。
- (3) 労力費は管理者が定める工種別の歩掛りに標準賃金を乗じて得た金額とする。
- (4) 路面復旧費は管理者が定める単価に復旧すべき面積を乗じて得た金額とする。
- (5) 工事監督費は材料及び労力費の合計額の100分の5を乗じて得た額とする。但し、その額が100円未満の場合は100円とする。
- (6) 諸掛費は材料費、労力費、路面復旧費及び工事監督費の合計額に100分の15を乗じて得た額とする。但し、その額が100円未満の場合は100円とする。

(工事費概算額の予納)

第10条 規程第12条第1項の規定による工事概算額は、給水装置工事費概算額通知書によって予め支払うこと。

(工事の保証)

第11条 給水装置がその引渡後3ヶ月以内に当該工事の欠陥に起因して破損したときは、これを補修しその費用を負担する。

但し、その破損の原因が使用者又は所有者の故意もしくは過失による場合はこの限りではない

第三章 給水

(給水申込の手続)

第12条 規程第16条の規定により給水の申込に際し、使用者と給水装置の所有者が異なる場合においては、所有者の承諾を得て管理者に届け出なければならない。

(給水の制限及び停止の予告)

第13条 規程第15条第2項に規程する給水の制限、又は停止しようとするときは、管理者はその日時及び区域について、予定日前日まで給水使用者に予告しなければならない。

2. 前項の予告に変更を生じた場合は、すみやかにその旨を知らせなければならない。
3. 前2項の周知方法については掲示、拡声器等による。

(メーターの設置)

第14条 規程第17条第1項本文の規定により使用者がメーターを貸与されたときは、すみやかにメーターの保管書を管理者に提出すること。

2. 使用者はメーターの設置場所に点検又は修繕の障害となるようなことをしてはならない。

(メーターの損害弁償)

第15条 管理者は規程第17条第3項本文の規定によりメーターの損害を弁償させようとするときは、残存価格を考慮して弁償額を定める。

第四章 料金

(使用水量の通知)

第 16 条 メーターにより使用水量を計算するものについては点検のつど使用者に使用水量を通知する。

(使用水量の認定)

第 17 条 規程第 24 条第 1 号並びに第 3 号に規程する使用水量の認定は、前 3 ヶ月間における使用水量並びに前年同期の使用水量、その他使用状況等考慮して定める。

(料金等の納期限)

第 18 条 料金等の支払期限は翌月の末日とする。

第五章 管理

(職員の身分証明書)

第 19 条 給水装置の検査及びメーターの点検その他の給水管理調査のため、使用者の居住地内又は施設立ち入る場合、職員は身分証明書を携帯しなければならない。

(給水の停止処分)

第 20 条 規程第 31 条の規定により給水を停止する場合は、予め使用者にこれを通知する。

(文章の様式)

第 21 条 この細則の施行について作成する文章の様式は、次の各号に定めるところによる。

- (1) (代理人、総代人) 選定 (変更) 届 (第 1 号様式)
- (2) 給水装置工事申込書 (第 2 号様式)
- (3) 同意書 (第 3 号様式)
- (4) 誓約書 (第 4 号様式)
- (5) 給水 (開始、中止) 申込書 (第 5 号様式)
- (6) 給水装置工事概算額通知書 (第 6 号様式)
- (7) メーター保管書 (第 7 号様式)
- (8) 給水装置用途変更届 (第 8 号様式)
- (9) 給水装置使用者名義変更届 (第 9 号様式)
- (10) 給水装置所有者変更届 (第 10 号様式)
- (11) 身分証明書 (第 11 号様式)
- (12) 給水装置竣工検査申請書 (第 12 号様式)
- (13) 管理義務違反の給水装置に関する通知書
- (14) 停水通知書